
違法、悪質な金融業者に注意！

いわゆる「ヤミ金融業者」とは、法律に違反して国や県の登録を受けずに貸金業を営む業者のことです。

架空の登録番号を使用したり、商号の中に「バンク」、「信託」などという文字を使う業者も見受けられます。主に電話、チラシ、ダイレクトメールで勧誘し、貸付金額は、3万円から5万円などの小口で、貸付期間は、7日から10日間と短期間なのが主流です。

いずれも、「低金利で融資」「他店で断れた方でもOK」「らくらく・簡単」「即日融資」など利用者の心理をついて誘い込めます。

小口なのですぐに返済できるだろうと思っているにもかかわらず、違法な高金利のため、返済請求額は雪だるま式に膨れ上がり、あっという間に返済不能となります。そして、少しでも返済が遅れた場合には、脅迫まがいの厳しい取立てにあい、返済のために別の違法な金融業者から借りることを繰り返し、悪循環に陥ってしまいます。

このような被害にあわないためには、甘い融資話に惑わされることなく、違法な金融業者を利用しないことが一番の防衛策です。

万が一、違法な高金利の請求や悪質な取り立ての被害にあった場合には、お金の借入れ・返済の状況がわかる契約書又はその他資料や業者とのやり取りの録音テープなど犯罪行為を立証するための証拠を残しておくことが必要です。

また、「クレジットカードのショッピング枠の現金化」という方法で、高金利融資を行う業者もいるので要注意です。

クレジットカードで価値のない商品を買わせ、商品購入のキャッシュバックとして業者から利用者に「現金」が振り込まれますが、利用者はキャッシュバックされた金額以上の代金をクレジット会社から請求され、結局は債務を増やし、支払い困難に陥りかねません。

「入金されない」「キャンセルできない」などのトラブルだけでなく、本来、商品やサービスの代金を後払いするために設定されている「ショッピング」の利用可能枠を「換金」する目的で利用することは、クレジット会社では認めていない行為であり、現金化に使ったカードは利用停止になる場合もあります。たいへん危険です。

借入れや返済でお悩みの方は、できるだけ早く、消費生活相談窓口へ相談を！

【消費者庁の情報】

葬儀事業者における葬儀費用に係る表示の適正化について

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120203premiums_1.pdf

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表（リコール情報）について

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120201kouhyou_1.pdf

【国民生活センター情報】

開運プレスレットや数珠の購入をきっかけに、“除霊のため”“運気を上昇させるため”と、次々に開運商品売りつける手口に要注意！

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120202_1.html

ペットのインターネット取引にみるトラブル

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120202_3.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp